

谷山第二地区 第20号
区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 谷山支所3階
 TEL099-269-2111
 谷山第二地区係 TEL099-269-8436
 工事補償係 TEL099-269-8437
 谷山駅周辺整備係 TEL099-269-8435

平成十八年度九月補正予算について

谷山第二地区土地区画整理事業の平成十八年度九月補正予算は、三億八千九百三十二万円増額し、二十七億一千五百一十五万五千円となっております。主に建物移転補償費を増額いたしました。

【補正内容】

- 建物移転 当初136棟 ↓ 163棟 (+27棟)
 (不動寺・試験場・本城・岩下地区の建物移転)
- 【九月補正後における平成十九年三月末の進捗見込み】
- 進捗率(事業費ベース) 約61%
- 建物移転率 約56%

なお、今年度の工事については、辻之堂本城線の一部《写真①》や御所下和田名線の一部《写真②》などが完成しており、今後も引き続き工事を行ってまいります。皆様方には何かとご迷惑をお掛けしますが、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

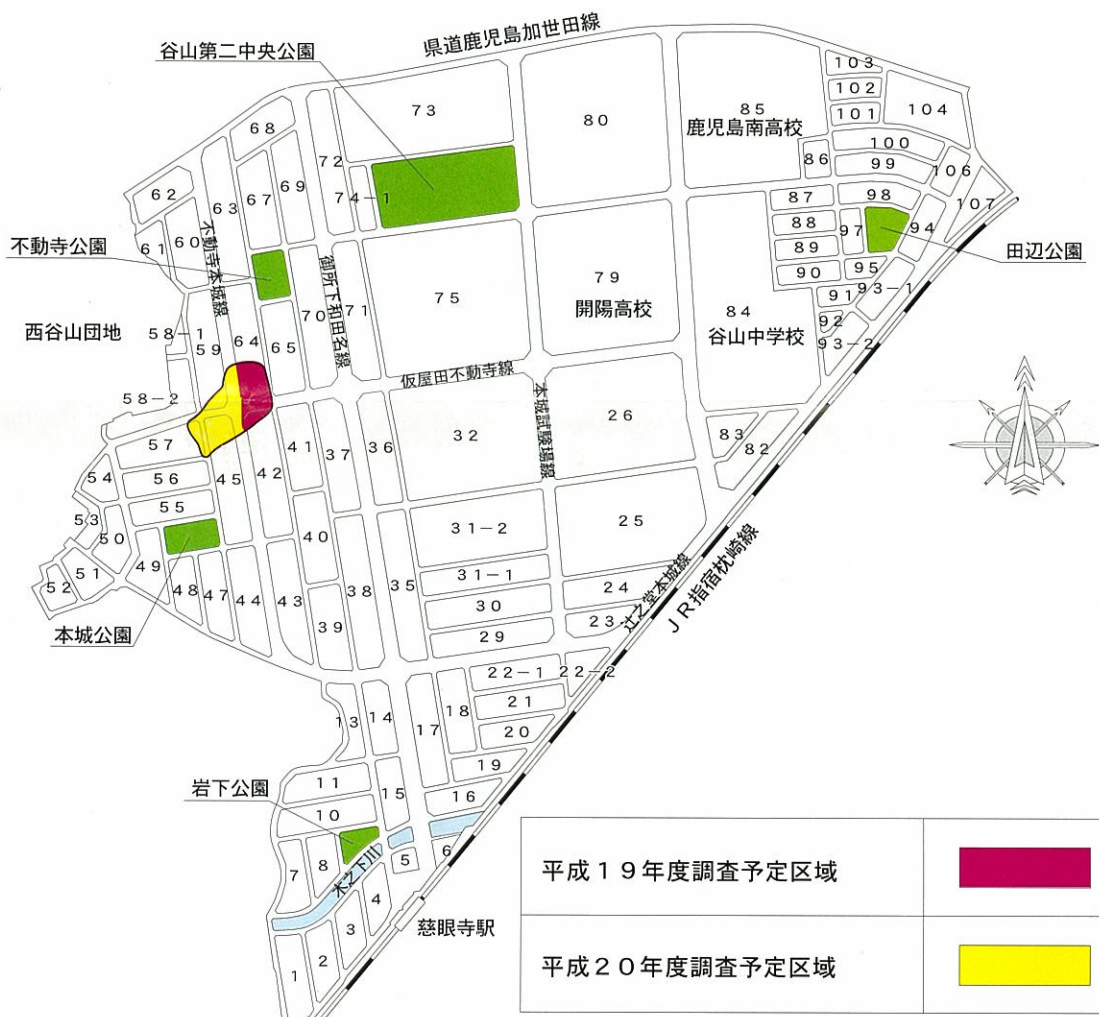


辻之堂本城線《写真①》



御所下和田名線《写真②》

埋蔵文化財発掘調査予定区域図



埋蔵文化財発掘調査について

谷山第一地区土地区画整理事業区域内にあり、不動寺遺跡については、以前区画整理だより(第3号)にてお伝えしましたとおり、平成十年度に試掘調査を行った結果、様々な遺物が出土し、遺物の中には古墳時代の土器や縄文時代中期の土器も発見されました。今回は、以前の試掘調査に基づき、平成十九年度から平成二十年度にかけて、市教育委員会文化課が発掘調査を行う予定です。作業としては、発掘調査区域を防護柵で囲み、現況高さから遺物の出土する地層まで掘り下げ、遺物の発掘を行います。出土した遺物については、整理分類され、ふるさと考古歴史館に保存されるとともに、報告書が作成される予定です。

発掘調査区域に含まれる方々をはじめ、皆様方には何かとご迷惑をお掛けするかと思います。皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

仮換地指定書の様式変更について

これまで仮換地指定通知のうち、土地所有者に対しては第1号様式により通知を行ってきたところですが、土地区画整理事業における指定様式の改訂に伴って、土地所有者に対する仮換地指定通知が**第1号様式と第5号様式の2種類に区分されることになりました。**

【第1号様式と第5号様式について】

第1号様式・・・仮換地指定の時に、仮換地が既に**使用収益できる場合はこの様式になります。**（これまでの第1号様式とほとんど変更はありません。）
第5号様式・・・仮換地指定の時に、仮換地が**使用収益開始できない場合はこの様式になります。**（仮換地の使用収益開始の日を別に定めて通知します。）

谷山第二地区につきましては、平成十八年十月以降に仮換地指定される土地所有者に対する仮換地指定通知は、第1号様式または第5号様式により通知いたします。また、既に仮換地指定を受けている場合であっても、平成十八年十月以降に仮換地指定の変更等の必要がある場合は、第1号様式または第5号様式により通知を行うこととなります。どちらの通知による仮換地指定も、区画整理後のご自身の土地を示す通知に変わりはありませんので、大切に保管して下さい。

なお、左に第5号様式を掲載しておりますが、色づいてある部分が第1号様式と異なる部分です。『**仮換地について使用または収益を開始することができる日**』を『**別に定めて通知する**』と表示しています。何かご不明な点がございましたら、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

第5号様式

谷 都 第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

＜所有者住所＞
＜所有者名＞様

鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業
施行者 鹿児島市
代表者 鹿児島市長 森 博 幸

仮換地指定通知

鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業区域内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、次のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。

従前の宅地			仮換地			摘要	
町名	地番	地目	登記地積 基準地積㎡	全または一部 面積㎡	ブロック 番号		地積㎡
				〇〇	〇〇	〇〇.〇〇	添付図面のとおり
仮換地の指定の効力発生日 平成〇〇年〇〇月〇〇日							
仮換地について使用または収益を開始することができる日						別に定めて通知する	

注 意

- この通知書記載の「仮換地指定の効力発生日」から、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
- 別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することができません。
- 換地地積は、確定測量により多少増減することもあります。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に鹿児島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
- この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に鹿児島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に鹿児島市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。共有名義を単有名義にするためには、共有者が従前地を分筆してそれぞれ単有名義にする方法と、換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して単有名義にする方法があります。なお、市では名義変更は行えません。詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

仮換地指定を受けた土地の分筆登記について

土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記については、従前地の区画が明らかである場合には、これを実測して分筆することができ、従前地の区画が明らかでない場合においても、仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により、平成十六年六月から、施行者である鹿児島市と協議することにより、分筆が可能となっております。ただし、従前地の区画が明らかでない場合や地積更正を行う場合は、これまでどおり従前地の区画を実測して分筆することになります。詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

お 願 い

- 登記名義人が変わったとき。
（登記簿謄本の写しを添付して下さい。）
 - 住所を変更したとき。
 - 代理人を定めたとき。
 - 借地権の申告をするとき。
 - （他人名義の土地に建物などを所有する人。）
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形状の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』に各申請書を届け出て下さい。

なお、補償費（仮住居、営業、家賃減収等）の支払いを受けている方が、売買等により登記名義を変えた時点で、補償費の支払いは出来なくなりますので、事前に谷山都市計画事務所の『工事補償係』にご相談下さい。

谷山第二地区仮換地指定状況

